

修正箇所

会員規約

旧	新
<p>第 14 条 (退会)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、いつでも退会し入会契約を終了できるものとします。会員は、退会するときは、退会希望日の前月末日までに、当社所定の方法により、当社に対し退会を申し出るものとし、当社は希望日をもって退会を受理し、入会契約を終了するものとします。この際、当社所定の IC カードを貸与されている会員は、当該 IC カードを当社に返却するものとします。2. 会員は、入会契約が中途解約、解除、その他の理由により契約期間中に終了したときは、第 8 条に定める入会金および月額基本料金、第 22 条に定める貸渡料金その他当社等に対する債務のうち、既に当社等が受領した金銭については返還されないこと、中途解約の希望日が当月末日より前であっても、会員は、当該終了月の月額基本料金は返還されないことを異議なく承諾します。3. 当社等は、入会契約が終了した場合であっても、既に貸し渡したカーシェアリング車両の貸渡料金および既に発生しているその他の費用の請求権または損害賠償請求権を放棄するものではありません。	<p>第 14 条 (退会)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、退会し入会契約を終了できるものとします。会員は、退会するときは、毎月 20 日までに当社所定の方法により当社に対し退会を申し出るものとし、当社は申出のあった月の末日をもって退会を受理し、入会契約を終了するものとします（当月 21 日以降の申出による入会契約終了日は翌月末日となります）。この際、当社所定の IC カードを貸与されている会員は、当該 IC カードを当社に返却するものとします。2. 会員は、入会契約が中途解約、解除、その他の理由により契約期間中に終了したときは、第 8 条に定める入会金および月額基本料金、第 22 条に定める貸渡料金その他当社等に対する債務のうち、既に当社等が受領した金銭については返還されないこと、中途解約日が当月末日より前であっても、会員は、当該終了月の月額基本料金は返還されないことを異議なく承諾します。3. 当社等は、入会契約が終了した場合であっても、既に貸し渡したカーシェアリング車両の貸渡料金および既に発生しているその他の費用の請求権または損害賠償請求権を放棄するものではありません。
本約款は、令和 6 年 6 月 21 日改定施行します。	本約款は、令和 7 年 7 月 1 日改定施行します。